

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十六号

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「前期高齢者交付金等」を「前期高齢者交付金」に、「二万分の九」を「十万分の四十四」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。